

公共工事代金債権信託制度について

千代田区では、平成23年11月1日から、中小・中堅建設業者の資金供給の円滑化と下請保護を図るため、公共工事代金債権信託制度（コントラスト）を導入しています。

【制度の概要】

公共工事代金債権信託とは、千代田区から公共工事を受注・施工している中小・中堅元請企業が、区の承諾を得て当該未完成工事に係る請負代金債権をきらぼし銀行に譲渡することにより、同行から運転資金を調達することができる制度です。

本制度により中小・中堅元請企業は、工事の施工過程で資金融資を受けることが可能となり、下請企業への工事代金の支払など、工事の円滑な進捗と適正な履行の確保を図ることができます。

【利用できる請負企業】

千代田区から公共工事を受注・施工している元請業者で、以下の条件を満たす業者

1. 中小企業基本法第2条第1項各号に定める中小企業者
2. 中小企業者以外のものであって、かつ当該工事の履行に関し、中小企業者に対する支払計画がある場合
3. 破産、会社更生法に基づく公正手続開始の申立、民事再生法に基づく再生手続開始の申立をしていないこと。
4. 会社整理、又は特別清算開始をしていないこと。
5. 手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
6. その他債務の弁済が不可能な状態ではないこと。
7. 過去2年間、工事成績不良による指名停止措置を受けていないこと。

【対象工事】

千代田区が債権の譲渡を承諾できる対象工事は、以下の全てに該当するものとする。

1. 請負金額1,000万円以上の建設工事であって、競争入札に付し請負者が決定された工事
2. 前金払・部分払がなされている場合は、工事の進捗状況が、前金払・部分払相当割合を超えていること。
3. 債権譲渡を認めることが不相当と判断される工事でないもの。
4. 債権譲渡承諾依頼書の提出時点が、当該工事請負契約の履行期限まで2週間に満たない工事でないもの。
5. あらかじめ債権譲渡を禁止する旨の定めがあり、工事請負契約書第4条第1項ただし書きを適用しない工事でないこと。

【債権譲渡の承諾・契約】

1. 履行保証人と契約している場合、履行保証人の承諾を得ること。
2. きらぼし銀行に対して、工事代金債権を信託すること。
3. 千代田区から債権譲渡の承諾を得ること。

【様式】

債権譲渡承諾依頼書・承諾書【様式1】(PDF)

委任状【様式2】(PDF)

債権譲渡額変更計算書【様式3】(PDF)

【詳細の問合せ・資料請求】

(株) きらぼし銀行 信託事業部 ☎03-6447-5870

受付時間：9:00～17:00（銀行窓口休業日を除く）

ホームページ：<https://www.kiraboshibank.co.jp/>